

大阪府融資制度保証 新型コロナウイルス感染症等に係る保証の概要

		保証料補給対象			保証料補給対象	
制度名称	経営安定サポート資金（経営安定資金）		新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金		新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金	
略 称	府 経安4号	府 経安5号	府 伴走資金		府 改善サポート	
市町村長の認定	4号	5号	4号	5号	一般関係保険	
対象者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、次のいずれかに該当する中小企業者 ①最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少している ②最近1か月の売上高総利益率が前年同月比5%以上減少している ③最近1か月の売上高総利益率が直近決算比5%以上減少している ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期比5%以上減少している ⑤最近1か月の売上高営業利益率が前年同月比5%以上減少している ⑥最近1か月の売上高営業利益率が直近決算比5%以上減少している ⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期比5%以上減少している	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている中小企業者で、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方
対象資金	運転資金・設備資金					
融資限度額	2億円 うち無担保8,000万円	合算1億円 無担保保証は、原則、一般関係保険枠8,000万円、経営安定関連特例枠8,000万円の範囲内で取扱いします。			2億円 うち無担保8,000万円	
保証期間	経営安定関連特例枠として同様、一般関係保険枠と別枠 ただし、「府 伴走資金」のうち危機関連特例は、一般関係保険枠および経営安定関連特例枠と別枠		一般関係保険枠 (経営安定関連特例枠と別枠)		一般関係保険枠、経営安定関連特例枠 および危機関連特例枠と別枠	
信用保証料率	年0.90%	年0.80%	<ul style="list-style-type: none"> ■一括返済 1年以内 ■分割返済 10年以内 (据置5年以内) 年0.85% (経営者保証免除対応) 年1.05% ただし保証料補給あり 年0.65%～0.85%	責任共有保証料率 年0.45%～1.90% (経営者保証免除対応) 年0.65%～2.10% 責任共有外保証料率 年0.50%～2.20% (経営者保証免除対応) 年0.70%～2.40% ただし保証料補給あり 年0.25%～1.25%	責任共有保証料率 年0.80% (経営者保証免除対応) 年1.00% 責任共有外保証料率 年1.00% (経営者保証免除対応) 年1.20% ただし保証料補給あり 年0.60%～1.00%	
貸付利率	金融機関所定利率		固定 年1.20%		固定 年1.20%	
保証人	連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。					
【実 質】			【実 質】 年0.20%	【実 質】 年0.20%～1.15%	【実 質】 年0.20%	

詳細については、[大阪府Webサイト（外部サイト）](#)をご確認ください。